

手話で学ぼう者学 -聾重複の仲間とつながるために-

講 座 概 要

2015年に群馬県手話言語条例と前橋市手話言語条例が制定されました。県と市の両方で手話言語条例が制定されたのは全国初です。手話言語条例では手話を「独自の体系を持つ言語」と規定しており、その理解と普及を目的としています。また、群馬県手話言語条例では「手話に関する調査研究の推進」(第15条)も盛り込まれており、群馬大学としても、手話に関する学術的成果を発信していきたいと考え、平成28年度より本講座を企画しました。第4回となる今回は、聾重複者とつながるための手話(触手話を含む)の技法について学ぶことを目的とします。

これまでは通訳者を介在せずに手話による講義を行ってきましたが、今回は手話ができない方にも受講できるよう、手話通訳を配置して実施いたします。

実施責任者：教育学部障害児教育講座教授 金澤 貴之

□講義日程

日 程			講 義 内 容	講 師
第 1 日	2 月 16 日 (土)	12:20 ∩ 13:50	【未定】	教育学部障害児教育講座 教授 金澤 貴之
		14:10 ∩ 15:40	【未定】	学生支援センター 助教 二神 麗子
		16:00 ∩ 17:30	【未定】	教育学部 研究員 甲斐 更紗